

改正 平成14年10月15日議会規則第 1 号
平成21年 2 月27日議会規則第 2 号

平成17年 8 月 1 日議会規則第 1 号

第 1 章 総則

(参集)

第 1 条 議員は、招集の当日開会定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第 3 条 議員の議席は、最初の会議において議長が定める。

2 補欠議員の議席は、前任議員の席とする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、議席を変更することができる。

4 議席には番号標をつけるものとする。

(会期)

第 4 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第 5 条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第 6 条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第 7 条 議会の開閉は議長が宣告する。

(会議時間)

第 8 条 会議時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(休会)

第 9 条 土曜日、日曜日及び休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は議決で休会することができる。

3 議長は、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

第 10 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 11 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議場外の議員に文書又は口頭で行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、地方自治法第112条第2項の規定により賛成者を必要とする場合においては、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、地方自治法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそえ、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、地方自治法第115条の2の規定による修正の動議には、所定の発議者が連署しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第17条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかかって決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長が討論を用いなくて会議にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第21条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかり延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第23条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第24条 投票による選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第25条 投票による選挙を行うときは、議長は、第23条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第26条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確めなければならない。

2 議長は職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第27条 議員は、順次投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第28条 議長は、投票が終わったときは、投票もれの有無を確め、投票終了の旨を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第29条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から会議にはかって指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第30条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第31条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類と併せてこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第32条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第33条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。

ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第35条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑を行う。

2 提出者の説明は、議会の議決で省略することができる。

(討論及び表決)

第36条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第37条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第38条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の方法)

第39条 会議において発言しようとするときは、議長と呼び自己の議席番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第40条 討論については、議長は最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言)

第41条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言を求め、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第42条 発言はすべて簡明にし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は発言が前項の規定に反すると認めたときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第43条 質疑は、同一議員につき同一の議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。

(発言時間の制限)

第44条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議にはかって決める。

(議事進行に関する発言)

第45条 議事進行に関する発言は議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第46条 延会、中止又は休憩のため、発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の省略又は終結)

第47条 質疑又は討論が終わったとき議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は討論を用いないで会議にはかって決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第48条 選挙及び表決の宣告後は何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第49条 議員は、組合の一般事務につき、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第50条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は直ちに制止しなければならない。

(発言規定の準用)

第51条 質問については、第43条(質疑の回数)、第44条(発言時間の制限)第47条(質疑又は討論の省略又は終結)の規定を準用する。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第52条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第53条 表決宣告の際、議場にいない議員は表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第54条 表決には条件をつけることができない。

(起立による表決)

第55条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員3人以上から異議があるときは、議長は無記名投票で表決をとらなければならない。

(無記名投票による表決)

第56条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(投票の効力)

第57条 無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記入した投票は、無効とみなす。

(選挙規定の準用)

第58条 無記名投票を行う場合第25条(議場の出入口閉鎖)、第26条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第27条(投票)、第29条(開票及び投票の効力)、第30条(選挙結果の報告)及び第31条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第59条 議員は自己の表決の訂正を求めることはできない。

(簡易表決)

第60条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第61条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は討論を用いなくて会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第8章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 62 条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかりその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 63 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

第 9 章 規律

(品位の尊重)

第 64 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第 65 条 議場に入るものは、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第 66 条 何人も会議中はみだりに発言し、又は騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第 67 条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第 68 条 何人も会議中は喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第 69 条 何人も参考のためにするもののほかは、会議中新聞又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第 70 条 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第 71 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めたときは、討論を用いないで会議にはかり決める。

第 10 章 会議録

(会議録の記載事項)

第 72 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項及びその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過

(13) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の署名議員)

第73条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議において指名する。

第11章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第74条 地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第12章 議員の派遣

(議員の派遣)

第75条 地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第13章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第76条 この規則の疑義は議長が決める。ただし、異議があるときは会議にはかって決める。

(準用規定)

第77条 この規則に定めるほか、委員会、請願、懲罰等に関しては、筑西市議会会議規則(平成17年筑西市議会規則第1号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月15日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年8月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年3月28日から適用する。

附 則(平成21年2月27日議会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第74条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会及び組合運営上の諸問題について協議するため	全議員	議長

正副委員長会議	各委員会間の意見の調整、連絡及び協議等をするため	議長、副議長及び各委員会 正副委員長	議長
---------	--------------------------	-----------------------	----